



福岡医発第 3309 号 (地)
令和 2 年 3 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

福岡県国民健康保険団体連合会が実施する「訪問健康相談事業」について

福岡県国民健康保険団体連合会では、国保被保険者の健康に関する意識の向上、より良い生活習慣（食事・運動等）の定着を図るため、平成 26 年度から標記事業を実施されていいますが、令和 2 年度も引き続き下記保険者において実施することとなった旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

また本会におきましては、本事業が受診抑制につながることをないよう細心の注意を払うよう申し入れをしております。

つきましては、貴会のおかれましてもご了知頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

記

1. 目的

医療機関へ頻回又は重複受診している被保険者に対して、保健師等が適正な受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復を支援する。

2. 事業実施期間

令和 2 年 6 月～令和 3 年 2 月

3. 対象者

- ①次のいずれかに該当する者で、訪問指導の承諾を得られた国民健康保険の被保険者
- ・ 同一月内に同一の診療科に原則 15 回以上の外来受診者（頻回受診者）
 - ・ 同一月内に同一の疾病で原則 3 医療機関以上の外来受診者（重複受診者）

- ・ 同一月内に異なる医療機関にて同一の薬剤の処方を受けている者（重複投薬者）
 - ・ 同一月内に複数の薬剤の処方を受けている者（多剤投与者）
- ただし、癌患者及び精神疾患の患者及び透析患者を除く。

②訪問対象者の年齢：原則 60 歳～74 歳

4. 訪問対象者数（見込み）

約 1,300 人（1 人原則 2 回訪問）

5. 事業実施市町村

県内 55 市町村（予定）

北九州市	八女市	春日市	嘉麻市	新宮町	鞍手町	赤村
福岡市	筑後市	大野城市	みやま市	古賀町	桂川町	荏田町
大牟田市	大川市	宗像市	糸島市	粕屋町※	大刀洗町	筑前町
久留米市	行橋市	太宰府市	那珂川市	芦屋町※	香春町※	上毛町
直方市	豊前市	福津市	宇美町	水巻町	添田町	築上町
飯塚市	中間市	うきは市	篠栗町	岡垣町	糸田町	福智町
田川市	小郡市	宮若市	志免町	遠賀町	川崎町	みやこ町
柳川市	筑紫野市	朝倉市	須恵町	小竹町	大任町	

○上表の※印（3 市町）は、令和 2 年度より実施する新規の町

令和 3 年 3 月 11 日

福國康寧
會館

1 事業内容 別紙「事業概要」のとおり。

2 その他 訪問委託業者については、決定次第、ご報告いたします。

令和2年度 訪問健康相談事業の概要

1. 事業名

令和2年度訪問健康相談事業（継続事業）

2. 目的

医療機関へ頻回、重複受診している被保険者又は重複・多剤投与者に対して、保健師等が適正な受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復を支援し、医療費の適正化を図ることを目的とする。

3. 訪問実施期間（予定）

令和2年6月～令和3年2月

4. 事業対象市町村

55市町村（予定）

北九州市	八女市	春日市	嘉麻市	新宮町	鞍手町	赤村
福岡市	筑後市	大野城市	みやま市	古賀市	桂川町	荏田町
大牟田市	大川市	宗像市	糸島市	粕屋町※	大刀洗町	筑前町
久留米市	行橋市	太宰府市	那珂川市	芦屋町※	香春町※	上毛町
直方市	豊前市	福津市	宇美町	水巻町	添田町	築上町
飯塚市	中間市	うきは市	篠栗町	岡垣町	糸田町	福智町
田川市	小郡市	宮若市	志免町	遠賀町	川崎町	みやこ町
柳川市	筑紫野市	朝倉市	須恵町	小竹町	大任町	

○上表の※印は、令和2年度から実施する新規の町

5. 訪問健康相談対象者

① 訪問対象者（予定）

次のいずれかに該当する者で、訪問指導の承諾を得られた国民健康保険の被保険者を訪問指導対象者とする

- ・ 同一月内に同一の診療科に原則15回以上の外来受診者（頻回受診者）
- ・ 同一月内に同一の疾病で原則3医療機関以上の外来受診者（重複受診者）
- ・ 同一月内に異なる医療機関にて同一の薬剤の処方を受けている者（重複投薬者）
- ・ 同一月内に複数の薬剤の処方を受けている者（多剤投与者）

ただし、癌患者及び精神疾患の患者及び透析患者を除く。

② 訪問対象者の年齢

原則60歳～74歳

③ 訪問対象者数（見込み）

約1,300人（1人原則2回訪問）

6. 訪問委託業者

当該事業を実施できる体制及び保健師等（保健師、看護師、管理栄養士）の有資格者を有している業者（令和2年4月選定予定）

7. 訪問相談の内容

(1) 療養上の日常生活指導

- ① 訪問指導員は対象者が病状について、どのように認識しているかを把握し、必要な助言等を行う。
- ② 疾病等に応じ、必要な日常生活（食事・栄養・運動・予防等）の指導を行う。

(2) 対象者の身体状況、生活環境等の観察を行い、疾病治癒に向けた適切な助言及び健康の保持増進等に関する助言等を行う。

(3) 受診、健診及び服薬等に関する支援、指導等

- ① かかりつけ医の確認、上手な医者のかかり方等の助言を行う。
- ② 検査や薬剤等が重複することによる身体への影響等の説明を行う。
- ③ 全国で実施されている特定健診等の必要性、有効性について説明を行う。
- ④ 保険医療機関から処方された残薬がある訪問対象者に残薬バッグの配布及び利用方法等の説明を行う。
- ⑤ 異なる保険医療機関から同一薬剤の処方や、多剤処方された薬がある訪問対象者に、かかりつけの薬剤師に相談する等の助言を行う。

(4) 訪問対象者やその家族からの質問や疑問に答えるとともに、必要な場合には家族への健康相談、助言を行う。

(5) その他、上記以外の健康、疾病予防に関する相談・助言を行う。